



第25期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年12月19日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 7階
第2会議室

※開催場所が前年と異なりますので
ご注意ください。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

■ 書面またはインターネットによる議決権行使期限
2020年12月18日（金曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会会場へのご来場は極力お控えいただき、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をお願いします。なお、お土産やお飲み物の用意はございません。

目次

第25期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件	
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	33
計算書類	37
監査報告書	41

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年の株主総会につきまして、極力、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年12月18日（金）午後5時30分までに書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月19日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー7階
第2会議室
開催場所が前年と異なりますのでご注意ください。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項 第25期（自2019年10月1日 至2020年9月30日）事業報告および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告、第25期計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎お知らせ

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、代理人がご出席の場合は委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

(2) インターネットによるご提供書面

以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.mti.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には含まれていません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類と、上記の①および②に記載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表となります。

(3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.mti.co.jp/>) に掲載しますのでご了承ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う当社の対応について

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本総会会場では、各種ご協力（アルコール消毒、マスクご着用、ご来場時の検温、発熱等がある株主様のご来場見合わせ等）をお願い申し上げます。株主総会ライブ配信につきましては、別紙ご案内をご覧ください。

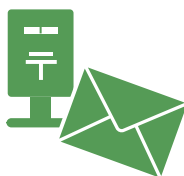
■ 議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定：**午前9時**)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも席数を大幅に縮小いたします。
定員を超過した場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2020年12月18日（金曜日）午後5時30分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行ってください。(次頁をご参照ください)

【2020年12月18日（金曜日）午後5時30分受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

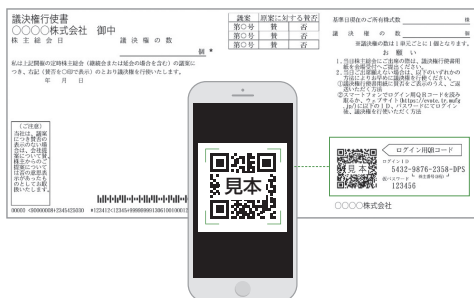
■ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレット又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合は右のログインID・パスワードを入力する方法をご利用ください。

ご注意事項

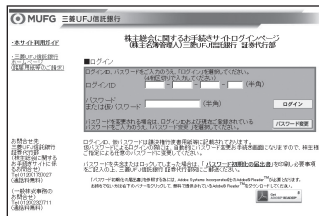
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufig.jp/>

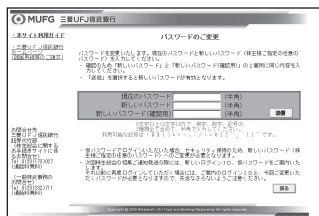


- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- 3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上とともに、利益配分を継続的に実施していくことを重要課題と位置付けています。

配当につきましては、安定配当を維持する観点から、次のとおりとさせていただきたいと存じます。
これにより、当期の1株当たり年間配当金は、金16円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額438,491,728円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年12月21日

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会の終結時をもって取締役全員（7名）が任期満了によって退任となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名		
1	再任	まえたとしひろ 前多俊宏	
2	再任	いずみひろし 泉博史	
3	再任	たけいみのる 武井実	
4	再任	まつもとひろし 松本博	
5	再任	しゅうぼくし 周牧之	社外取締役 独立役員
6	再任	やまとひかる 山本晶	社外取締役 独立役員
7	再任	つちやりょうすけ 土屋了介	社外取締役 独立役員
8	新任	ふじたさとし 藤田聰	社外取締役 独立役員
9	新任	よこやまよしのり 横山禎徳	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> まえた としひろ 前 多 俊 宏 (1965年1月19日生)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1988年12月 株式会社光通信 入社 1989年8月 同社 取締役 1994年7月 同社 常務取締役 1996年8月 当社設立 代表取締役社長（現任） (取締役候補者とした理由) 1996年に当社を設立以来、代表取締役として社業を牽引してきました。これまでに培ってきた経営全般に関する知識と経験により、当社の経営における重要事項の意思決定を担い、全役員に対してリーダーシップを発揮できることから、適当な人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	11,856,400株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いずみ ひろし 泉 博 史 (1965年2月26日生)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1997年6月 マイクロソフト株式会社 入社 1999年2月 当社 入社 1999年11月 当社 執行役員IT事業部長 2002年11月 当社 執行役員モバイルサービス事業本部長 2002年12月 当社 取締役モバイルサービス事業本部長 2004年12月 当社 取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長 2007年1月 当社 取締役兼執行役員副社長モバイルサービス事業本部長 2009年12月 当社 取締役副社長モバイルサービス事業本部長 2010年2月 当社 取締役副社長 2012年6月 当社 取締役副社長Healthcare事業本部長 2014年2月 当社 取締役副社長モバイルサービス事業本部長兼Healthcare事業本部長 2014年7月 当社 取締役副社長ライフ・ヘルスケア事業本部長 2015年4月 当社 取締役副社長デジタルコンテンツ事業本部長 2016年2月 当社 取締役副社長ライフ事業本部長兼デジタルコンテンツ事業本部長 2017年1月 当社 取締役副社長ライフ・エンターテインメント事業本部長 2018年4月 当社 取締役副社長ライフ・エンターテインメント・スポーツ事業本部長 2019年7月 当社 取締役副社長ライフ・エンターテインメント・スポーツ事業本部長兼テクノロジー本部長 2019年12月 当社 取締役副社長ライフ・エンターテインメント・スポーツ事業本部長兼テクノロジー本部長（現任 ソリューション事業部担当） (取締役候補者とした理由) 2002年に当社取締役に就任、2009年より取締役副社長。大手ITベンダーでの職務経験を活かし、当社ではサービス企画のみならず、IT開発の要職も務めてまいりました。企画から開発までITサービス全般に深く通じており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	326,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社 株式の数
3	<p>再任</p> <p>たけいみのる 武井実 (1952年2月15日生)</p>	<p>1974年4月 三菱商事株式会社 入社 2000年4月 同社 財務部長 2002年4月 同社 関西支社経理部長 2004年4月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 2006年4月 三菱商事株式会社 執行役員 2010年3月 カンロ株式会社 取締役副社長 2017年12月 当社 常勤監査役 2019年12月 当社 取締役副社長コーポレート・サポート本部長（現任業務改革統括部、コンプライアンス推進統括室、ビジネスリスクマネジメント室、+Design部、品質管理センター、サイバーリスクマネジメント室担当）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 2017年に当社常勤監査役に就任、2019年より取締役副社長。大手総合商社にて財務経理部門を中心に要職を歴任し、企業経営も経験しております。当社の経営、事業、組織等についても十分な知見も有しており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	900株
4	<p>再任</p> <p>まつもとひろし 松本博 (1969年8月17日生)</p>	<p>1992年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行 1999年5月 株式会社シーエーシー 入社 2002年10月 株式会社ユー・エス・ジェイ 入社 2004年10月 当社 入社 2008年2月 当社 執行役員経営企画室長兼広報・IR室長 2009年1月 当社 執行役員経営企画本部長 2010年1月 当社 上席執行役員経営企画本部長 2010年5月 当社 上席執行役員コーポレート・サポート本部長 2010年12月 当社 取締役コーポレート・サポート本部長 2013年2月 当社 取締役 2016年12月 当社 常務取締役 2018年12月 当社 専務取締役（現任 IR室・事業アライアンス担当）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 2010年に当社取締役役に就任。銀行での職務経験を持ち、当社入社後は経営企画室長やコーポレート・サポート本部長を歴任しました。管理系業務全般に対する経験に加え、財務およびIRにも精通しており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	117,800株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
5	<p>再任</p> <p>しゅう ぼくし 周 牧之 (1963年7月2日生)</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1995年6月 財団法人国際開発センター（現 一般財団法人国際開発センター） 主任研究員</p> <p>2002年4月 東京経済大学 経済学部 助教授</p> <p>2005年1月 財務省財務総合政策研究所 客員研究員</p> <p>2007年4月 東京経済大学 経済学部 教授（現任）</p> <p>2007年4月 マサチューセッツ工科大学 客員教授</p> <p>2008年5月 ハーバード大学 客員研究員</p> <p>2010年4月 对外経済貿易大学 客員教授</p> <p>2012年4月 中国科学院 特任教授</p> <p>2015年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 東京経済大学 経済学部 教授</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 大学において東アジアおよび市場経済の研究を行っており、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	—
6	<p>再任</p> <p>やまもと ひかる 山本 晶 (1973年10月2日生)</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>2004年4月 東京大学大学院経済学研究科 助手</p> <p>2005年4月 成蹊大学経済学部 専任講師</p> <p>2008年4月 成蹊大学経済学部 准教授</p> <p>2014年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授（現任）</p> <p>2015年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年4月 日本マーケティング学会 常任理事（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 日本マーケティング学会 常任理事 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 大学においてマーケティングおよび消費者行動の研究を行っており、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
7	<p>再任</p> <p>つちや りょうすけ 土屋 了介 (1946年1月16日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>2006年4月 国立がんセンター中央病院（現国立研究開発法人国立がん研究センター） 病院長</p> <p>2011年2月 公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 理事（現任）</p> <p>2011年4月 公益財団法人がん研究会 理事</p> <p>2014年4月 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長</p> <p>2014年6月 公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事（現任）</p> <p>2018年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 理事</p> <p>公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事</p> <p>（社外取締役候補者とした理由）</p> <p>様々な機関にて医学の研究を行っており、組織運営の経験も有しているため、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	—
8	<p>新任</p> <p>ふじた さとし 藤田 聡 (1944年3月3日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1969年7月 日本電信電話公社</p> <p>1997年10月 NTT国際ネットワーク株式会社 代表取締役社長</p> <p>2002年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役 グローバルサービス事業部長</p> <p>2003年6月 株式会社NTTドコモ 常勤監査役</p> <p>2006年4月 アルカテル・ルーセント株式会社 代表取締役社長</p> <p>2008年6月 株式会社アイティ・イット 取締役（現任）</p> <p>2009年3月 Infinera Japan株式会社 代表取締役社長</p> <p>2011年9月 当社顧問（現任）</p> <p>2016年4月 ジュニパーネットワークス株式会社 エグゼクティブアドバイザー（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社アイティ・イット 取締役</p> <p>ジュニパーネットワークス株式会社 エグゼクティブアドバイザー</p> <p>（社外取締役候補者とした理由）</p> <p>経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	2,000株

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社株式の数
9	<p>新任</p> <p>よこやま よしのり 横山 禎徳 (1942年9月16日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1986年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー シニア・パートナー</p> <p>1988年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 東京支社長</p> <p>2002年7月 株式会社イグレックSSDI 代表取締役 (現任)</p> <p>2008年4月 東大EMP 企画推進責任者</p> <p>2016年7月 県立広島大学大学院HBMS 研究科長 (現任)</p> <p>2017年7月 株式会社エアウィーヴ 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年3月 東京大学 総長室アドバイザー (現任)</p> <p>2019年9月 ひろしまイノベーション推進機構 スーパーバイザー (現任)</p> <p>2020年10月 東大生産技術研究所 特別研究顧問 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社イグレックSSDI 代表取締役</p> <p>県立広島大学大学院HBMS 研究科長</p> <p>株式会社エアウィーヴ 社外取締役</p> <p>東大生産技術研究所 特別研究顧問</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 周牧之、山本晶、土屋了介、藤田聰および横山禎徳の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者とする理由は、社外取締役候補者の略歴下段に記載しています。併せて、周牧之氏、山本晶氏および土屋了介氏については過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とする理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
3. 候補者 周牧之氏および山本晶氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。候補者 土屋了介氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。なお、当社は東京証券取引所に対して、社外取締役候補者各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。各氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。また、藤田聰氏および横山禎徳氏が原案どおり選任された場合、当社は東京証券取引所に対して、両氏を新たに独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を周牧之氏、山本晶氏および土屋了介氏と締結しています。なお、各氏が原案どおり選任された場合は、当該契約を継続する予定です。また、藤田聰氏および横山禎徳氏が原案どおり選任された場合、各氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の終結時をもって監査役中村好伸氏は任期満了により退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社 株式の数
<p>新任</p> <p>かさほら ちえ 笠原 智恵 (1968年9月15日生)</p> <p>社外監査役 独立役員</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 隼国際法律事務所 2006年11月 Greenberg Traurig LLP, New York 2007年12月 隼あすか法律事務所 パートナー 2009年1月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 2010年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー (現任) 2015年6月 株式会社クレディセゾン 社外監査役 (現任) 2019年6月 アキレス株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー 株式会社クレディセゾン 社外監査役 アキレス株式会社 社外監査役</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 弁護士として企業法務全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、専門的な見地から経営全般の監視と助言の役割を果たせる人物であると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 笠原智恵氏は、社外監査役候補者であります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、社外監査役候補者とする理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
3. 笠原智恵氏が原案どおり選任された場合、当社は東京証券取引所に対して、同氏を新たに独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
4. 笠原智恵氏が原案どおり選任された場合、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結する予定です。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2015年12月23日開催の第20期定時株主総会において、当社の取締役報酬等の額は、年額600,000千円以内（うち社外取締役分は年額60,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、さらに、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、対象取締役といえます。）に対するストックオプションとしての報酬額は、これとは別枠で、年額100,000千円以内とご承認いただいております。

今般、対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、対象取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することを通じて、中長期的な業績拡大と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、上記のストックオプション報酬額に代えて、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、すでに付与済のストックオプションを除きストックオプション制度を廃止します。これにより、今後ストックオプションとしての新株予約権の発行を行わないこととします。

対象取締役の報酬については現在「基本報酬」「賞与」「ストックオプション」により構成されていますが、本議案が原案どおり承認可決されますと、ストックオプション制度が廃止されることに伴い、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」により構成されることとなります。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案に係る対象取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年125千株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。また、かかる発行または処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、おおむね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。
- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法は、本割当契約により定めるものとします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自2019年10月1日 至2020年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループの当期における事業環境において、大手携帯キャリアに通信料金と端末代金の分離を義務付けられたこと（通端分離）、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に伴い全国の携帯ショップによる一時的な営業時間短縮の実施等がありました。これらの影響を受け、主力のコンテンツ事業においてスマートフォン有料会員の入会が低調に推移しました。一方、外出自粛等の影響により「巣ごもり需要」の一つとしてデジタルコンテンツへの需要が高まりました。コミック配信事業者向けにオリジナルコミック作品を提供している事業については、「巣ごもり需要」の恩恵を受け順調に売上高を拡大させることができました。

売上高については、音楽配信サイト『musicco』等の事業譲受けによる効果やオリジナルコミック作品提供事業の売上高拡大がありました。2020年9月末のスマートフォン有料会員数は376万人（2019年9月末比16万人減）となり、全体有料会員数が459万人（同20万人減）と前期に比べて減少した結果、26,082百万円（前期比3.8%減）となりました。

売上総利益については、売上高の減収を主因に18,951百万円（同5.0%減）となりました。

営業利益については、音楽配信サイト『musicco』等の事業譲受けによる効果や通端分離等の影響によるスマートフォン有料会員の入会低調に伴い、前期と比べ広告宣伝費を大幅に抑制することができましたが、売上総利益の減益を主因に2,507百万円（同15.3%減）となりました。

経常利益については、営業利益の減益に加え、前期には持分法による投資利益112百万円を計上した一方、当期は持分法による投資損失431百万円を計上（持分法適用関連会社の株式会社Authleteに対する減損処理に伴うのれん一括償却が主因）したことにより、2,082百万円（同33.5%減）と大幅な減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、投資有価証券売却益およびクラウドキャスト株式会社を連結子会社化したことに伴う段階取得に係る差益等により特別利益809百万円を計上しましたが、経常利益の減益に加え、減損損失等により特別損失1,678百万円を計上したことを主因に506百万円（同66.4%減）と大幅な減益となりました。

なお、当期における連結業績に対する新型コロナウイルス感染症の影響は軽微でした。

(2) 対処すべき課題

ITを取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、IoTやAI（人工知能）、5G（第5世代移動通信システム）、eKYC（オンライン本人確認）等の高度なデジタル技術が社会のさまざまな領域に浸透すること

によりもたらされるデジタルトランスフォーメーション（DX）が始まっています。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により先行き不透明な状況が続いており、こうしたデジタル化のニーズが急速に高まっています。

当社グループでは、早期にテレワーク体制へと移行し引き続き事業を展開していますが、今後も変化し続ける環境にいち早く適応しながら、付加価値あるサービスを継続的に提供できるよう取り組んでまいります。

① 開発体制の整備と情報セキュリティの強化

クラウド・AI等を活用した高度なデジタルサービスの普及やシステム間API連携（ソフトウェア機能の共有）などの仕組みにより、異なるシステム間での複雑なデータ連携が可能になっています。そのため、個人情報等を登録している利用者が常に安心してデジタルサービスを利用するために、より盤石なセキュリティ体制を構築することが求められています。このような中、当社グループにおいても様々なデジタルサービスを提供していくうえで、継続的な開発体制の整備のみならず最新技術等の導入により情報セキュリティを強化することが重要であると認識しています。

そのため当社グループでは、高度な専門的スキルを持った人材の確保を進め、サイバーセキュリティの脅威に対し迅速かつ正確に対処できる管理工程を設計・運用しています。また、個人情報等の取り扱いについても、eKYCやOAuth（認証・認可）等の最新技術の導入を積極的に行いよりセキュアな環境下で安心してご利用いただけるサービス環境の構築に努めています。

② マーケティング力の強化

デジタル技術の高度化によりインターネットサービスの利用世代が広がり、お客様のニーズも常に変化し多様化しています。さらに2020年においては、新型コロナウイルス感染症に対する様々な拡大防止策が推進される中で、高度なデジタルサービスの普及やDXの浸透が急速に進みましたが、今後もこうした動きは続くものと考えています。当社グループでは、こうした急速な変化や多様化に関する情報を巨大なデータとしての確に捉え顧客のニーズを迅速に把握しサービス向上に役立てていくために、マーケティング体制の強化が重要であると認識しています。

そのため当社グループでは、マーケティング部門の組織体制の強化を推進するとともに、テレワーク環境でも効率的に営業活動を行える業務フローの整備を行うことを通じて、当社の強みであるマーケティング力のさらなる強化を図っています。

③ 優れたユーザビリティを実現するUI/UXデザインの強化

高度なデジタル技術の普及によって多種多様な人々の生活環境が変化していく中、高度なデジタルサービスには誰にでもわかりやすい直感的な操作性（ユーザビリティ）のあるデザインが求められるようになっていきます。また、5GによってMR（複合現実）・VR（仮想現実）や超高精細画像・映像等のより高度なデザインでのサービス配信も可能になっています。当社グループにおいても、高度なUI/UX（UI：ユーザーインターフェース、UX：ユーザー体験）を十分に考慮したデザインは、お客様が数多くの高度なサービスの中から当社サービスをお選びいただく際の非常に重要な一つの要素であり、今後さらに

その重要度が増していくと認識しています。

そのため、デザイン専門部署を設置し、より優れたUI/UXデザイナーの養成に努めています。今後もユーザー目線のユーザビリティを向上させることを通じて、お客様に選ばれ続けるデザインを追求していきます。

④ 迅速かつ柔軟性のある組織体制の構築と働き方改革の推進

急速に変化する事業環境に対応しながら事業を拡大していくためには、最適な組織体制および就業環境のもと迅速な意思決定を行い、事業戦略を遂行することが重要であると認識しています。

そのため当社グループでは、コストコントロールの改善を日々徹底すると共に、顧客のニーズやビジネス機会の変化に応じた従来の組織の枠組みに捉われない迅速かつ柔軟な組織再編を継続的に行っています。

また従業員に対しては人材育成のみならずワークライフバランスの確立のための制度充実や、従来のオフィス環境における働き方の見直しも行っています。新型コロナウイルス感染症拡大防止策では、BCP（事業継続計画）のもと働き方改革の一環として早期にテレワークへと移行し、新しい生活様式に適した組織の構築に努めています。テレワーク環境下においても、各部門におけるパフォーマンスを最大限発揮しグループ全体の生産性効率を高めることができるよう、組織体制や業務プロセスの改善を継続的に行っています。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年2月3日開催の取締役会決議に基づき、金融機関から35億円の資金調達を行いました。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

当社は、2019年12月1日付で株式会社TSUTAYAが運営する音楽配信事業を譲り受けております。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2019年11月8日に、株式会社ポケット・クエリーズの株式を追加取得して持分法適用会社としました。

2020年2月28日に、クラウドキャスト株式会社の株式を第三者割当増資の引受により追加取得して子会社としました。

2020年5月15日に、株式会社クリプラの株式を第三者割当増資の総数引受により追加取得しています。

(7) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1,685百万円であり、主な内容はソフトウェアで1,618百万円となっています。

(8) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 22 期	第 23 期	第 24 期	第 25 期
売 上 高	30,933,963	29,075,702	27,112,593	26,082,051
経 常 利 益	3,972,461	3,116,316	3,134,277	2,082,859
親会社株主に帰属する当期純利益	1,434,207	1,629,077	1,508,212	506,943
1 株当たり当期純利益(円)	26.27	29.85	27.59	9.28
総 資 産	23,897,871	23,896,566	27,479,393	30,547,383
純 資 産	17,937,376	18,808,423	21,794,328	21,510,583
1 株当たり純資産額(円)	312.28	328.78	363.53	350.83

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社は、コンテンツ配信事業を事業内容としています。

(11) 主要な事業所

本 社：東京都新宿区

(12) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	578名	166名減
女 性	325名	67名減
合 計	903名	233名減

(注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は33名です。

(13) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	1,000百万円	937百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000百万円	937百万円
株式会社りそな銀行	1,000百万円	937百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円	468百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 179,040,000株
- ② 発行済株式の総数 61,144,600株 (自己株式6,333,134株を含む)
- ③ 株 主 数 3,646名 (前期末比69名減)
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
前 多 俊 宏	11,856,400株	21.63%
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ム ・ シ ー	10,096,000株	18.42%
株 式 会 社 ブ ロ ー ド ピ ー ク	7,356,000株	13.42%
株 式 会 社 光 通 信	5,774,700株	10.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,581,100株	2.88%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,515,800株	2.77%
株式会社メディパルホールディングス	1,230,900株	2.25%
株 式 会 社 デ ジ マ ー ス	836,000株	1.53%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	687,593株	1.25%
株式会社昭文社ホールディングス	672,000株	1.23%

(注) 持株比率は、自己株式6,333,134株を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が5,600株、資本金および資本準備金がそれぞれ2,436,000円増加しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第19回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	361個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	36,100株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	859円	
新株予約権の行使期間	2017年6月1日から	
	2020年9月30日まで	

第20回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	764個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	76,400株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	699円	
新株予約権の行使期間	2018年3月1日から	
	2021年9月30日まで	

第22回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	720個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	72,000株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	678円	
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から	
	2022年9月30日まで	

第23回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	777個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	77,700株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	690円	
新株予約権の行使期間	2020年6月1日から	
	2023年9月30日まで	

第24回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	810個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	81,000株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	621円	
新株予約権の行使期間	2021年3月1日から	
	2024年9月30日まで	

第25回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	4名
新株予約権の数	1,172個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	117,200株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	756円	
新株予約権の行使期間	2022年3月1日から	
	2025年9月30日まで	

(注) 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有していません。

② 当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第25回新株予約権

- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 756円
- ・新株予約権の行使期間 2022年3月1日から
2025年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

・当社使用人等への交付状況

付与対象者	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社の使用人	3,131個	普通株式 313,100株	156名
子会社の役員	48個	普通株式 4,800株	2名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 多 俊 宏	
取締役副社長	泉 博 史	ライフ・エンターテインメント・スポーツ事業本部長 テクノロジー本部長 ソリューション事業部担当
取締役副社長	武 井 実	コーポレート・サポート本部長 業務改革統括部担当 コンプライアンス推進統括室担当 ビジネスリスクマネジメント室担当 + Design部担当 品質管理センター担当 サイバーリスクマネジメント室担当
専務取締役	松 本 博	IR室・事業アライアンス担当
社外取締役	周 牧 之	東京経済大学 経済学部 教授
社外取締役	山 本 晶	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授 日本マーケティング学会 常任理事 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役
社外取締役	土 屋 了 介	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 理事 公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事
常勤監査役 (社外監査役)	丹 羽 康 彦	
社外監査役	中 村 好 伸	中村好伸法律事務所 所長
社外監査役	崎 島 一 彦	
社外監査役	大 矢 和 子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役

- (注) 1. 周牧之氏、山本晶氏および土屋了介氏は、社外取締役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
2. 丹羽康彦氏、中村好伸氏、崎島一彦氏および大矢和子氏は、社外監査役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 取締役副社長武井実氏および社外監査役丹羽康彦氏は、2019年12月21日開催の第24期定時株主総会において新たに選任され、就任しています。
4. 社外監査役武井実氏は、2019年12月21日開催の第24期定時株主総会終結時をもって辞任しました。
5. 社外監査役丹羽康彦氏は、財務および会計に関する豊富な経験、知見を有しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取 締 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 取 締 役)	7名 (3名)	144,754 (25,800)
監 査 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 監 査 役)	5名 (5名)	41,863 (41,863)

- (注) 1. 取締役に対する報酬限度額は、2015年12月23日開催の定時株主総会における決議により年額600,000千円(うち社外取締役分年額60,000千円以内)、監査役に対する報酬限度額は、1998年12月28日開催の定時株主総会における決議により年額50,000千円と定められています。なお、当期における各取締役に対する報酬額は、年額7,000千円から35,940千円、各監査役に対する報酬額は、年額5,000千円から15,003千円となっています。
2. 2015年12月23日開催の定時株主総会において、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額100,000千円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しています。なお、上記支払額には、2018年4月27日開催の取締役会決議により取締役に付与した新株予約権、2019年1月30日開催の取締役会決議により取締役に付与した新株予約権および2020年2月3日開催の取締役会決議により取締役に付与した新株予約権の当期費用計上額(12,050千円)が含まれています。
3. 上記支払額には、当事業年度にかかる役員賞与の支払いに対する引当金繰入額(社外取締役を除く取締役18,049千円)が含まれています。

③ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めています。

イ. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。

なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

ロ. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
周 牧 之	東京経済大学 経済学部 教授 対外経済貿易大学 客員教授	特別の関係はありません。
山 本 晶	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 日本マーケティング学会 常任理事 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役	特別の関係はありません。
土 屋 了 介	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 理事 公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事	特別の関係はありません。
中 村 好 伸	中村好伸法律事務所 所長	特別の関係はありません。
大 矢 和 子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 (16回開催)		監査役会 (16回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
周 牧 之	16回	100%	—	—
山 本 晶	16回	100%	—	—
土 屋 了 介	16回	100%	—	—
丹 羽 康 彦	13回	100%	13回	100%
中 村 好 伸	16回	100%	16回	100%
崎 島 一 彦	16回	100%	16回	100%
大 矢 和 子	16回	100%	16回	100%

- (注) 1. 社外監査役丹羽康彦氏につきましては2019年12月21日就任後の状況を記載しています。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いています。

氏名	発言状況
周 牧 之	当事業年度開催の取締役会において、研究分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
山 本 晶	当事業年度開催の取締役会において、研究分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
土 屋 了 介	当事業年度開催の取締役会において、医療分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
丹 羽 康 彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般、財務および会計に関する専門的知見から発言を行っています。
中 村 好 伸	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、法務に関する専門的知見から発言を行っています。
崎 島 一 彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。
大 矢 和 子	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を、社外取締役および社外監査役と締結しています。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に支払うべき報酬等の額は次のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	44,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	56,120

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 会計監査人の監査報酬につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が11,804千円あります。また、子会社のAutomagi株式会社において前事業年度に係る報酬額の返還が2,040千円あります。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

3. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。

この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行うためのコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたはコンプライアンス・ヘルプライン窓口経由でコンプライアンス委員会および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。

文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や各部門および子会社の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監

査し内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が取締事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役に報告する体制となっています。

また、個別の案件それぞれの評価を行い、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っています。

なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

さらに、当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っています。

当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行っていきます。

また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、コンプライアンス委員会および当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施していきます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、監査補助を行うための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役付の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しています。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

(11) 監査役への報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知しています。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく予算を確保するものとし、監査役が費用の前払または償還等の請求をしたときには、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担しています。

(13) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長およびEY新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役、監査役および使用人からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

(15) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集を行っています。

また、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、総務部と法務・知財部を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの各部門との連携によりコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の策定、再発防止の周知徹底を行っています。

内部監査室では、業務監査活動および財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施し、当該活動状況を代表取締役社長、取締役会、監査役会および被監査部門へ報告しています。

また、入社時研修のほか、コンプライアンス等に関連する社内研修および外部講師を招いたセミナーの開催など、継続的な教育を実施しています。

② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理に関連する規程に基づき、コンプライアンス委員会が各部門および子会社と連携し、リスク管理体制の整備・強化を行っています。重要案件は、経営会議または取締役会で審議・意思決定を行うとともに、継続的なモニタリングを実施しています。

リスク管理状況については内部監査室が監査し、当該結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告しています。

また、情報資産の利用と保護に関する規程に基づき、情報セキュリティ委員会が情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画および各年度予算を策定し、業務分掌・職務権限に関する規程において各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にし、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討・実行しています。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行うとともに、効率的な職務執行が行われるよう、経営会議を月に2～3回開催し、年度予算に対する業務執行状況、事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な協議を行っています。

④ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行っています。各子会社における職務権限に関する規程に定める事項については、当社に事前協議を求めるとともに、当社経営会議に主要子会社の社長を定期的に参加させるなど、経営状況のモニタリングを行っています。

また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約するとともに、当社の内部監査室による業務監査により、牽制機能の強化を図っています。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会および経営会議その他の重要会議への出席を通じて、必要に応じ意見を述べ、報告を受けるとともに、職務執行に関する稟議書等の重要文書を閲覧し、取締役および各部門長に説明を求めるなど、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っています。

また、代表取締役社長、EY新日本有限責任監査法人、内部監査室、各部門長、子会社の取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

⑥ 反社会的勢力への対応

当社グループは、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、最新情報の収集を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、総務部と法務・知財部を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じる体制を整えています。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (2019年9月30日現在)	当年度 (2020年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	18,469,087	19,743,732	1,274,645
現金及び預金	12,421,560	13,354,028	932,467
受取手形及び売掛金	4,667,149	4,840,902	173,752
前払費用	274,835	466,495	191,659
未収入金	367,654	453,713	86,059
未収還付法人税等	109,900	271,568	161,667
その他の貸倒引当金	17,326	51,914	34,587
	658,274	341,334	△316,940
	△47,613	△36,222	11,391
固 定 資 産	9,010,306	10,803,650	1,793,343
有形固定資産	258,250	193,757	△64,493
建物附属設備	403,989	397,543	△6,445
減価償却累計額	△296,938	△308,891	△11,953
車両運搬具	416	1,201	785
減価償却累計額	△215	△451	△235
工具、器具及び備品	511,776	507,795	△3,980
減価償却累計額	△360,777	△403,441	△42,663
無形固定資産	2,062,119	3,764,099	1,701,980
ソフトウェア	1,870,772	1,281,608	△589,164
のれん	153,609	692,054	538,444
顧客関連資産	-	1,755,000	1,755,000
その他の無形固定資産	37,736	35,437	△2,299
投資その他の資産	6,689,936	6,845,793	155,856
投資有価証券	4,977,219	4,536,380	△440,839
敷金及び保証金	511,987	493,882	△18,105
繰延税金資産	1,133,820	1,766,869	633,049
その他の貸倒引当金	92,734	74,487	△18,247
	△25,824	△25,824	-
資 産 合 計	27,479,393	30,547,383	3,067,989

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目		前年度 (ご参考) (2019年9月30日現在)	当年度 (2020年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)				
流 動 負 債		4,315,064	4,766,705	451,640
買 掛 金		1,308,159	1,101,925	△206,233
短 期 借 入 金		2,000	—	△2,000
1年内返済予定の長期借入金		14,280	451,780	437,500
未 払 金		1,150,276	1,333,898	183,622
未 払 費 用		459,581	492,594	33,012
未 払 法 人 税 等		730,600	701,022	△29,577
未 払 消 費 税 等		160,913	109,550	△51,362
ポ イ ン ト 引 当 金		143,377	110,690	△32,686
役 員 賞 与 引 当 金		16,110	23,302	7,192
そ の 他		329,766	441,940	112,174
固 定 負 債		1,370,000	4,270,094	2,900,093
長 期 借 入 金		52,100	2,881,570	2,829,470
退 職 給 付 に 係 る 負 債		1,306,642	1,381,767	75,124
負 の の れ		4,069	—	△4,069
そ の 他		7,188	6,756	△431
負 債 合 計		5,685,065	9,036,799	3,351,734
(純資産の部)				
株 主 資 本		19,598,399	19,112,733	△485,665
資 本 金		5,135,680	5,138,116	2,436
資 本 剰 余 金		6,706,846	6,551,222	△155,623
利 益 剰 余 金		10,989,009	10,707,058	△281,950
自 己 株 式		△3,233,136	△3,283,663	△50,527
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		268,568	54,241	△214,327
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		271,565	19,897	△251,668
為 替 換 算 調 整 勘 定		△8,332	△11,666	△3,333
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		5,335	46,010	40,674
新 株 予 約 権		343,187	345,299	2,112
非 支 配 株 主 持 分		1,584,173	1,998,309	414,135
純 資 産 合 計		21,794,328	21,510,583	△283,745
負 債 純 資 産 合 計		27,479,393	30,547,383	3,067,989

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) 2018年10月1日から2019年9月30日まで	当年度 2019年10月1日から2020年9月30日まで	増 減 (ご参考)
売上高	27,112,593	26,082,051	△1,030,542
売上原価	7,157,326	7,130,326	△26,999
売上総利益	19,955,267	18,951,725	△1,003,542
販売費及び一般管理費	16,996,073	16,444,519	△551,554
営業利益	2,959,193	2,507,205	△451,987
営業外収益			
受取利息	204	215	11
受取配当金	59,673	10,130	△49,542
負ののれん償却額	9,117	4,069	△5,048
持分法による投資利益	112,509	-	△112,509
貸倒引当金戻入額	-	138	138
その他	22,911	27,014	4,103
営業外収益合計	204,416	41,569	△162,846
営業外費用			
支払利息	449	4,094	3,644
持分法による投資損失	-	431,156	431,156
為替差損	8,763	14,660	5,896
その他	20,119	16,004	△4,114
営業外費用合計	29,332	465,915	436,583
経常利益	3,134,277	2,082,859	△1,051,418

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考)	当年度	増 減
	2018年10月1日から2019年9月30日まで	2019年10月1日から2020年9月30日まで	(ご参考)
特別利益			
段階取得に係る差益	—	272,326	272,326
投資有価証券売却益	267,143	428,437	161,294
持分変動利益	18,690	67,032	48,341
新株予約権戻入益	35,422	41,665	6,242
特別利益合計	321,256	809,461	488,205
特別損失			
固定資産売却損	—	664	664
減損損失	157,912	1,416,842	1,258,930
固定資産除却損	28,564	166,935	138,371
投資有価証券評価損	517,083	93,956	△423,126
関係会社株式評価損	11,108	—	△11,108
関係会社株式売却損	102,986	—	△102,986
のれん償却額	74,569	—	△74,569
事業譲渡損	2,388	—	△2,388
特別損失合計	894,613	1,678,399	783,785
税金等調整前当期純利益	2,560,921	1,213,921	△1,346,999
法人税、住民税及び事業税	1,042,909	1,074,548	31,638
法人税等調整額	64,801	△196,627	△261,429
法人税等合計	1,107,711	877,921	△229,790
当期純利益	1,453,209	336,000	△1,117,208
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△55,003	△170,942	△115,939
親会社株主に帰属する当期純利益	1,508,212	506,943	△1,001,269

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目		前年度 (ご参考) (2019年9月30日現在)	当年度 (2020年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)				
流	動 資 産	12,036,379	12,663,283	626,903
	現金及び預金	7,204,609	7,235,301	30,692
	売掛金	4,111,057	4,216,200	105,143
	商品	9,003	7,793	△1,210
	貯蔵品	2,649	2,050	△599
	前払費用	94,722	281,335	186,612
	未収入金	323,338	377,966	54,628
	その他	123,006	265,437	142,431
	貸倒引当金	212,410	311,735	99,325
		△44,418	△34,537	9,880
固	定 資 産	9,505,570	12,146,752	2,641,182
有	形 固 定 資 産	178,138	111,115	△67,023
	建物附属設備	339,981	329,244	△10,737
	減価償却累計額	△278,359	△283,342	△4,982
	工具、器具及び備品	423,414	389,172	△34,241
	減価償却累計額	△306,897	△323,959	△17,061
無	形 固 定 資 産	1,635,004	3,388,041	1,753,037
	特許権	20,886	17,108	△3,778
	商標権	12,280	11,180	△1,099
	ソフトウェア	1,593,753	970,877	△622,875
	のれん	5,911	631,701	625,790
	顧客関連資産	-	1,755,000	1,755,000
	その他	2,173	2,173	-
投 資	そ の 他 の 資 産	7,692,427	8,647,595	955,168
	投資有価証券	1,091,952	178,633	△913,318
	関係会社株	3,527,140	4,540,311	1,013,171
	長期貸付金	1,790,000	1,755,000	△35,000
	従業員に対する長期貸付金	628	275	△352
	長期前払費用	18,163	14,692	△3,470
	敷金及び保証金	464,365	458,357	△6,007
	繰延税金資産	1,096,582	1,731,037	634,455
	その他	69,613	62,010	△7,602
	貸倒引当金	△366,018	△92,724	273,293
資 産	合 計	21,541,949	24,810,035	3,268,086

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目		前年度 (ご参考) (2019年9月30日現在)	当年度 (2020年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)				
流 動 負 債		3,469,344	3,896,235	426,891
買掛金		847,327	704,935	△142,391
1年内返済予定の長期借入金		—	437,500	437,500
未払金		1,209,237	1,308,097	98,859
未払費用		340,981	362,900	21,918
未払法人税等		609,407	662,114	52,707
未払消費税等		83,318	53,417	△29,900
前受金		64,546	72,178	7,631
預り金		75,029	80,345	5,316
引当金		143,377	110,690	△32,686
役員賞与引当金		13,582	18,049	4,467
その他		82,536	86,005	3,468
固 定 負 債		1,321,478	4,298,676	2,977,198
長期借入金		—	2,843,750	2,843,750
退職給付引当金		1,314,332	1,448,083	133,751
その他		7,145	6,843	△302
負 債 合 計		4,790,822	8,194,912	3,404,089
(純資産の部)				
株 主 資 本		16,255,557	16,393,566	138,008
資 本 金		5,135,680	5,138,116	2,436
資 本 剰 余 金		5,320,544	5,322,980	2,436
資本準備金		4,940,749	4,943,185	2,436
その他資本剰余金		379,794	379,794	—
利 益 剰 余 金		8,948,185	9,081,321	133,136
利益準備金		7,462	7,462	—
その他利益剰余金		8,940,722	9,073,859	133,136
繰越利益剰余金		8,940,722	9,073,859	133,136
自 己 株 式		△3,148,852	△3,148,852	—
評価・換算差額等		283,806	7,681	△276,124
その他有価証券評価差額金		283,806	7,681	△276,124
新 株 予 約 権		211,763	213,875	2,112
純 資 産 合 計		16,751,126	16,615,123	△136,003
負 債 純 資 産 合 計		21,541,949	24,810,035	3,268,086

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) 2018年10月1日から2019年9月30日まで	当年度 2019年10月1日から2020年9月30日まで	増 減 (ご参考)
売上高	21,810,182	20,858,174	△952,008
売上原価	3,761,434	3,546,140	△215,294
売上総利益	18,048,748	17,312,034	△736,714
販売費及び一般管理費	15,009,220	14,254,084	△755,136
営業利益	3,039,528	3,057,950	18,421
営業外収益			
受取利息及び配当金	74,635	137,431	62,796
貸倒引当金戻入益	-	273,293	273,293
その他	16,472	8,731	△7,741
営業外収益合計	91,107	419,456	328,348
営業外費用			
支払利息	-	3,198	3,198
貸倒引当金繰入額	340,193	-	△340,193
為替差損	1,061	3,457	2,396
消費税差額	1,148	8,661	7,512
その他	5,999	936	△5,062
営業外費用合計	348,403	16,254	△332,149
経常利益	2,782,232	3,461,151	678,919

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考)	当年度	増 減
	2018年10月1日から2019年9月30日まで	2019年10月1日から2020年9月30日まで	(ご参考)
特別利益			
投資有価証券売却益	191,283	422,577	231,294
関係会社株式売却益	500	—	△500
新株予約権戻入益	34,822	41,665	6,842
特別利益合計	226,607	464,242	237,635
特別損失			
減損損失	88,682	837,065	748,383
固定資産売却損	—	664	664
固定資産除却損	28,767	106,040	77,273
投資有価証券評価損	517,083	93,956	△423,126
関係会社株式評価損	1,075,496	1,041,037	△34,459
関係会社株式売却損	303,039	—	△303,039
事業譲渡損	2,388	—	△2,388
特別損失合計	2,015,456	2,078,763	63,307
税引前当期純利益	993,382	1,846,630	853,248
法人税、住民税及び事業税	898,832	1,016,683	117,851
法人税等調整額	82,960	△180,082	△263,042
法人税等合計	981,792	836,600	△145,191
当期純利益	11,590	1,010,030	998,439

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會田 将之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 広 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの2019年10月1日から2020年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

2020年11月16日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 丹 羽 康 彦 ㊟
監 査 役 中 村 好 伸 ㊟
監 査 役 崎 島 一 彦 ㊟
監 査 役 大 矢 和 子 ㊟

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

(注) 当社監査役丹羽康彦、中村好伸、崎島一彦及び大矢和子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 7階 第2会議室
TEL (03)5333-6789

(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)
※開催場所が前年と異なりますのでご注意ください。



< 交通のご案内 >

京王新線 (都営新宿線乗り入れ)「初台駅」東口 徒歩3分

◎お願い 駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

UD
FONT